

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 17 条の規定により、審理員となるべき者の名簿を作成したので、次のとおり公表します。

審理員候補者名簿

（平成 30 年 6 月 19 日～）

所 属	審理員となるべき者
総 務 部	部長級の職にある職員
市 民 部	部長級の職にある職員
健康福祉部	部長級の職にある職員
産 業 部	部長級の職にある職員
建 設 部	部長級の職にある職員